

避難所開設及び運営マニュアル【概要版】

(芦屋市立 小槌幼稚園)

<保存用>

令和2年6月6日

打出小槌町自主防災防犯会

ご存じですか？・・・災害発生時、打出小槌町にある「芦屋市立小槌幼稚園」は、避難所として芦屋市が指定しています。

避難所を開設し、運営していく際には、私達地域住民が協力して活動しなければなりません。そのため基本的な考え方や避難生活をする上での施設利用条件やルールを整理し、被災時に地域住民がお互いに力を合わせて困難を乗り越えられるように「避難所開設及び運営マニュアル」を策定しました。

このお知らせは、地域の皆様にも情報共有できるよう「概要版」としてマニュアルから抜粋し、まとめたものです。各ご家庭で一度ご確認頂き、災害時に備えて頂きたいと思えます。

◆避難所はいつ開設する？

風水害時：避難情報（警戒レベル）や状況に応じて開設。（芦屋市で検討され発表されます。）

【開門者】芦屋市職員が対応されます。（開門後、地域住民の協力が必要です。）

地震時：芦屋市内で震度5強以上の地震で避難所の開設。（指示等無く、開設への行動が必要！）

【開門者】

◆避難所開設となれば、最初に何をします？

地震等の大規模災害時は、幼稚園の先生、市職員の方が不在の中で、避難所を開設する事になります。避難所を開設するためのグッズが入った「避難所開設グッズ」（銀色のケース）が、幼稚園北側の屋外倉庫に保管されています。

平時の訓練に参加し、BOXの保管場所や中身の使い方を確認しておきましょう。



避難所開設グッズ
北側の倉庫に保管。

◆避難所運営の流れ（大地震発生の場合）

災害発生

- 避難行動『3・3・3』の原則
 - ～3分：最優先で自分の命を守る。揺れが収まってから行動。
 - 30分：避難場所へ避難。安否確認。
 - 3時間：救出・救護活動



24時間

- 避難所開設
 - ① 幼稚園の開門
 - ② 園舎、園庭などの安全確認
 - ③ 居住スペースなど避難所レイアウトの決定
 - ④ 避難所設営、立入禁止エリアの設定
 - ⑤ 避難者の受付、避難スペースに誘導
 - ⑥ 負傷者や支援が必要な人への対応配慮
 - ⑦ 避難所全体ルールの周知

48時間

- 避難所運営組織づくり
 - 班編成、役割分担
 - 避難所生活ルール、マナーの注意徹底



1週間

- 避難所運営
 - 避難者名簿、避難者生活秩序等の管理
 - 発災8日後の幼稚園開園に向けた体制づくりの支援

3週間

- 避難所閉鎖への準備
 - 避難所縮小、統廃合への支援
 - 避難者の生活再建に向けた支援。

撤収

◆避難所の開設について

1. 園舎の安全確認を！【重要】

- (1)点検時、2次災害防止のために必ず複数人で行動
- (2)建物自体の損傷状況、ガラス等の割れ等の有無をチェックし、安全確認をしてから避難所として利用

2. 避難者の待機場所を決める！

- (1)園舎の安全確認が終わるまで、園庭で待機
- (2)雨天時、炎天下などはテントを張る(どこにあるか知ろう！)

3. 避難所の設営を協力して速やかに！

- (1)遊戯室の床にシート敷設(レイアウトを把握しよう！)
- (2)危険区域、使用禁止施設に区画テープで明示

4. 避難者受付準備、順次受入れ、居住スペース等への誘導

- (1)受付は、東門近くのピロティを予定
- (2)避難者皆さんに「避難者カード」を書いてもらう(後でも可)

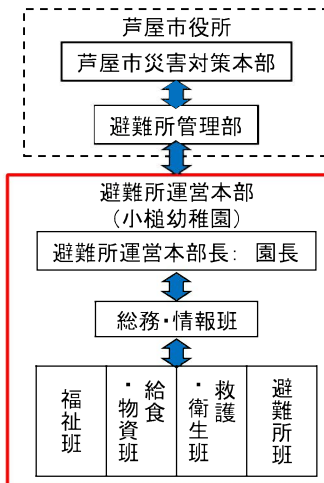
◆避難所の組織と役割と運営本部について

1. 基本的な組織作り

小槌幼稚園が主体となるが、地域住民の組織(自主防災防犯会、自治会)が主な役割を分担し、積極的に行動し運営していきます。

2. 避難所運営本部会議の実施

- (1)避難者で業務を分担し、円滑な運営ができるよう避難所運営本部会議を開き調整を図ります。
- (2)最初は幼稚園職員が中心となり役割を担う場合でも、徐々に避難者の自主運営に移行していくことを目指します。



◆避難所の主なルールについて（抜粋）

- 園内は全て“禁煙”、“禁酒”！ 居住スペースは火気厳禁！
- 犬・猫などのペットは居住スペースに入れません。
- 緊急車両、機材・物資等の搬出入以外の園内への車両乗り入れは、原則禁止。
- 職員室、保健室など、施設管理に必要な部屋や危険な部屋には、入居不可。
- 「立入禁止」、「使用禁止」、「利用上の注意」等のはり紙の内容は厳守。
- 貴重品は自己管理する。
- トイレは決められた場所で排泄し、各自であと処理を！ きれいに使用する。
- 要配慮者の方で、支援が必要な場合は、本部にご相談を。
- その他、下記事項についてもルールがあります。
 - ・生活時間について
 - ・清掃について
 - ・洗濯について
 - ・ごみ処理について
 - ・プライバシー保護について
 - ・トイレ使用ルールについて
 - ・火気使用のルールについて
 - ・夜間の警備体制について
 - ・食料配付のルールについて
 - ・ペット飼育のルールについて
- このルールは、必要に応じて避難所運営本部で見直しを行います。

避難所での生活は、皆さん一人ひとりのモラルや気遣いにより、秩序が維持できます。災害時は、お互い協力し合い、苦難を乗り越えましょう。